

行事における 食品提供の手引き

主催者様向け



令和6年1月22日
川崎市麻生区役所地域みまもり支援センター
(川崎市保健所麻生支所) 衛生課

川崎市ホームページ
「行事における食品の提供について」(令和4年6月1日公開)
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140232.html>



目次

1. はじめに …p. 1
2. 行事の種類 …p. 2
3. 行事出店における営業許可・届出の要否について …p. 3
4. 営業にあたる出店とは …p. 3
5. 主催者の手続き …p. 4
6. 記入例 …p. 5
7. 他法令の遵守について …p. 7
8. 問合せ先 …p. 7

1. はじめに

川崎市では、行事における食中毒事故等の発生防止のため、「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱」により、各立場（行事の主催者・出店者）の方に必要な手続きや衛生管理を指導しています。

また、令和4年6月1日から、行事に出店する場合に限り、組立て式テント等の仮設の店舗で飲食店営業許可が受けられるようになり、行事に出店する方は行事の性質や出店形態により、営業者として営業許可又は営業届出が必要となりました（営業にあたらぬ出店の場合は、許可や届出は不要です）。

仮設の店舗は固定店舗に比べ、施設・設備が不十分であったり、食品の衛生的な取扱いが難しかったりするため、十分注意をしないと、大規模な食中毒事故が発生してしまうかもしれません。

行事において安全に食品を提供するためには、

「主催者が、会場全体の衛生管理を適切に行うとともに、出店者を統括すること」

「出店者が、衛生的に食品を取り扱うこと」

の2点が不可欠です。

この手引きでは、必要な手続きや衛生管理について御案内していますので、御一読いただき、御自身に必要なことを御理解の上、安全に行事を開催くださいますようお願いいたします。

2. 行事の種類

(1) 地域行事

地域交流を目的として開催される、①～⑧に挙げる行事を言います。

いずれも開催日数は1回あたり3日以内、回数は年4回以内とします。

これらの地域行事において、営業にあたらぬ形態（p.3参照）で出店する場合は、営業許可や営業届出は不要です。

- ① 学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関に おけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）
- ② 町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）
- ③ ②以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）
- ④ 神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅を ふるまうものに限る。）
- ⑤ 商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）
- ⑥ 市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）
- ⑦ 生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）
- ⑧ 企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

(2) 地域行事以外の行事

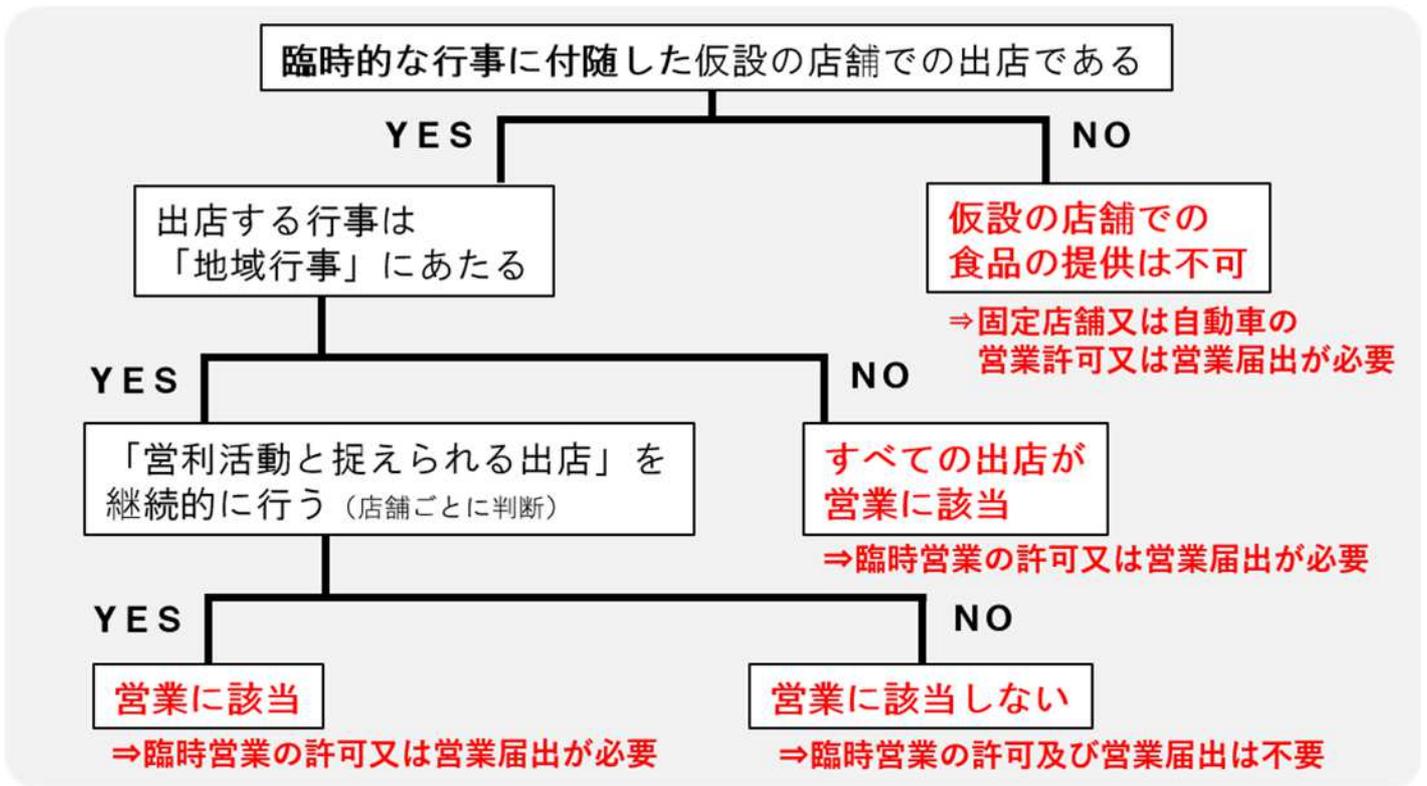
開催期間が最長1箇月程度の、①～④に挙げる行事を言います。

これらの行事において、原則全ての出店者は営業許可や営業届出が必要です。

- ① 神社・仏閣の縁日・祭礼（境内や沿道に屋台が出店し食品を提供するもの。）
- ② スポーツの興行（リーグ戦や定期戦を含む。）
／音楽・演芸等の公演
- ③ フードフェスティバル ④ その他

許可・届出の要否は
次ページのフロー
チャートも
参考にしてください

3. 行事出店における営業許可・届出の要否について



4. 営業にあたる出店とは

地域交流を目的とした町内会の祭りや学校のバザー等の地域行事において、町内会の役員やPTAの方のみで出店することは、営業にはあたりませんので、営業許可や営業届出は不要です。

しかし、次の2つのうち1つでも該当する場合は、営業にあたりますので、出店者は営業許可（食品を調理する場合）又は営業届出（生鮮食品や温度管理が必要な加工食品をそのまま販売する場合）が必要です。

ただし、食品営業施設で製造・包装された食品（常温保存可能で賞味期限が設定されている食品に限る。）を開封せずに販売する場合や、農家が自ら生産した野菜を販売する場合等は、営業許可や営業届出は不要です。

- ・ **地域行事**（2を参照）**以外**に出店する場合

（例）（スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演の飲食ブースへの出店
フードフェスティバルへの出店

- ・ **営業と捉えられる形態**で出店する場合

（例）**営利活動**と捉えられる出店*を**継続的**に行うこと

※（同様の形態で複数の行事に出店する
施設の屋号を掲げる
主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等

5. 主催者の手続き

① 事前相談

- ・実施内容（目的、場所、想定される出店者等）について、開催場所がある区の区役所衛生課等※に相談してください。
 - ・行事の内容によっては、全ての出店者に営業許可又は営業届出が必要となります。
- 相談は、行事内容の公表や出店者の決定前に行ってください。

※ 開催場所が『川崎市中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢1丁目1番1号）』の場合、『中央卸売市場食品衛検査所』が相談先となります。

② 出店者からの出店概要書の取りまとめ

- ・品目や調理内容等を記載した出店概要書（第1号様式）を出店者から集めてください。
 - ・営業許可施設（自動車営業や屋台型臨時営業等）の出店の場合は、営業許可書の写しも添付させてください。
- ※営業許可申請中などの理由により、営業許可書の写しが準備できない場合は、その旨を出店概要書に記載させ、行事当日までに主催者へ営業許可を受けた旨を報告させてください。

③ 行事開催届の提出

- ・開催の2週間前までに、開催場所がある区の区役所衛生課等に提出してください。

届出の際に必要な書類（提出書類）

1. 行事開催届（第2号様式）
（区役所衛生課等で配布・ホームページに掲載）
 2. 出店施設の配置図
（開催場所平面図に手洗い設備、トイレ、ごみ箱等主要設備の配置を記載したもの）
 3. 出店者による出店概要書（第1号様式）
（全出店者の出店概要書、必要に応じて出店者の営業許可書の写し）
- ※ 必要に応じて、開催チラシ、実施計画書等概要が把握できる書類や開催場所付近の地図等の提出をお願いする場合があります。

- ・出店内容について、衛生指導を行います。

④ 指導事項の出店者への伝達

- ・区役所衛生課等から受けた衛生指導を、出店者に伝達してください。

主催者が行う衛生管理

（1）出店者への衛生教育

以下のいずれかの方法で、出店者に区役所衛生課等から受けた指導事項の伝達を含め、衛生教育を実施してください。

- ア 衛生講習会を開催する。
- イ 電話やメール等で個別に出店者へ伝達する。

（2）会場の衛生確保

手洗い設備（せっけんや手指用の消毒剤を設置）、トイレ、ごみ箱を会場に備え、その場所が分かるように案内を掲示してください。

行事開催届（第2号様式）

川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱

第2号様式（1枚目）

（宛先）川崎市保健所長

担	当	合	議	係	長	課	長
押印不要							

令和〇年〇月〇日

行事開催届

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

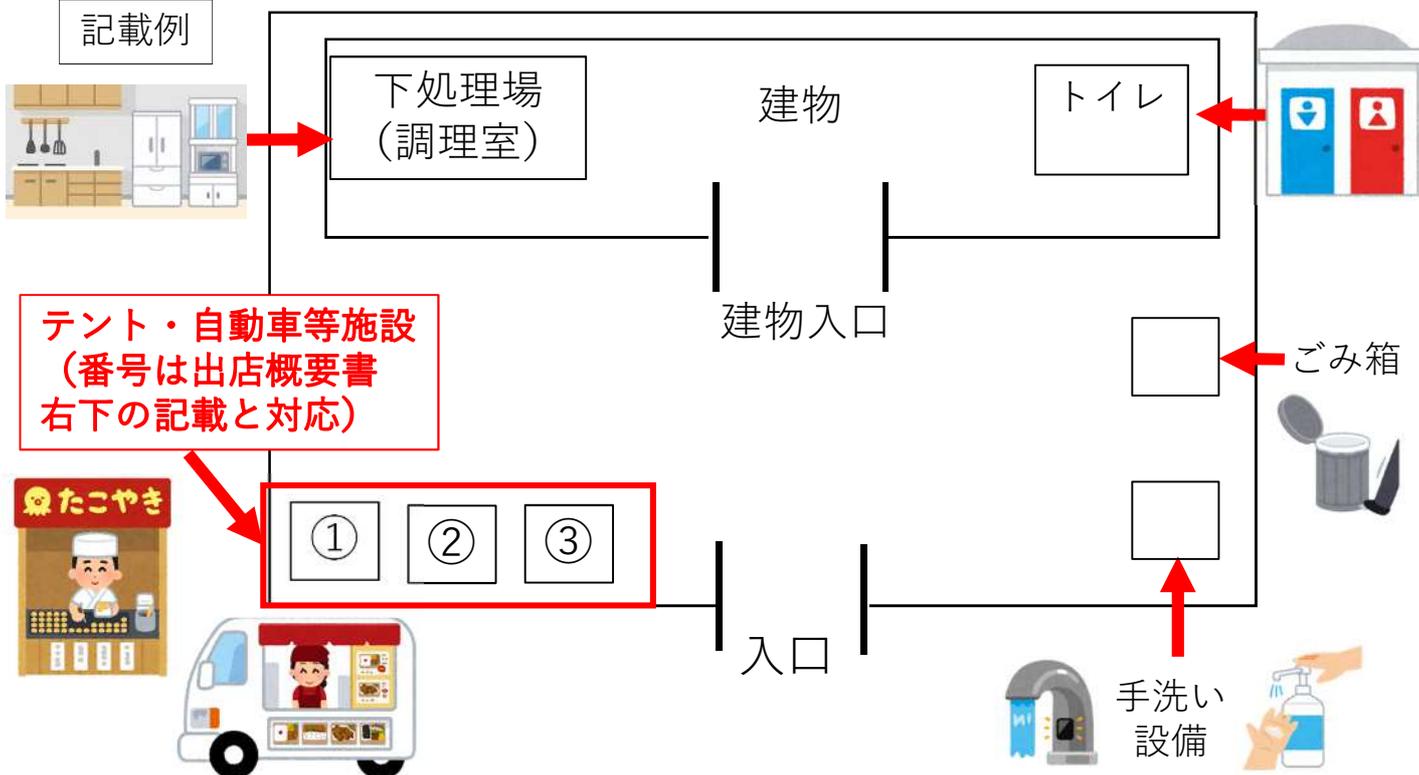
主 催 者	名称 代表者	国、地方公共団体：川崎市（担当；〇〇局（区）〇〇部〇〇課） 法人：株式会社 川崎企画 川崎 太郎 団体：〇〇町会 会長 川崎 太郎 ・ 〇〇祭実行委員会 委員長 川崎 太郎 <small>（国、地方公共団体、法人又は団体に限る。） （代表者に役職がある場合は、役職も記入する。）</small>	
	住所	川崎市〇〇区〇〇町3-3-3 <small>（団体の住所（事務所等）又は代表者の住所）</small>	
	電話	自宅・事務所等 〇〇〇-〇〇〇〇 当日緊急連絡先（携帯電話等） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
担当者	氏名 川崎 花子	電話又はメール 〇〇〇-〇〇〇〇 matsuri@oooo.jp	<small>（届出内容の確認や保健所からの指導に対応される方）</small>
行事の概要 （場所・名称・期間・規模・衛生設備等）	開催場所	川崎市 〇〇 区 〇〇町5-5-5 川崎第〇公園 中央広場 <small>（住所及び開催場所の名称）</small>	
	名称	夏祭り	
	期間	準備	令和〇年〇月〇日（金） 15時～17時
		開催	令和〇年〇月〇日（土）～令和〇年〇月〇日（日） 10時00分～17時00分 雨天（ 決行 ・順延・その他）
		撤収	令和〇年〇月〇日（日） 17時～19時
食品関係 施設数	〇 施設 <small>（うち営業者 〇 施設）</small>	<small>（出店者による出店概要書の写しを添付すること。） （出店概要書（第1号様式）の写しには通し番号を付し、 出店施設の配置図に同じ番号を記入し、配置が分かるようにすること。）</small>	
開催頻度	<input type="checkbox"/> 今回のみ <input checked="" type="checkbox"/> 毎年 <input type="checkbox"/> 箇月ごと <input type="checkbox"/> その他（ ）		
会場内の 衛生設備	<input checked="" type="checkbox"/> 手洗い設備（ <input checked="" type="checkbox"/> せっけん・ハンドソープ <input checked="" type="checkbox"/> 消毒薬 ） <input checked="" type="checkbox"/> 便所（トイレ） <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物容器（ゴミ箱） <small>（届出時に確保できていなくても、全て当日までには準備すること。）</small>		
来場人数 （想定）	100 人		

※行事開催届裏面の「行事の種類」のうち、該当番号に○をつけてください。

配置図

開催場所平面図に手洗い設備、トイレ、ごみ箱等主要設備の配置を記載

記載例



7. 他法令の遵守について

仮設店舗での営業は、食品衛生法以外にも「建築物に関する事」や「火災防止に関する事」、「道路等の使用に関する事」といった他法令を遵守する必要があります。

それぞれに必要な手続きや遵守しなければいけないことを、行事関係者（行事に係る各立場の方）が確認し、対応してください。

建築基準法令について

- ・仮設店舗であっても、建築物となると建築基準法令に適合させる必要がありますので、建築士に御相談ください。建築等を行う前に、確認申請が必要となる場合があります。
- ・問合せ先（まちづくり局指導部建築審査課）

川崎・幸区 044-200-3016	中原・高津区 044-200-3020	宮前・多摩・麻生区 044-200-3045
-----------------------	------------------------	---------------------------

消防法令について

- ・露店等において使用する火気や燃料の状況に応じて、消火器の準備を必要とする場合があります。また、行事の規模等によっては、事前の届出や検査を必要とする場合があります。詳しくは、管轄する消防署へお問い合わせください。

臨港署 044-299-0119	川崎署 044-223-0119	幸 署 044-511-0119	中原署 044-411-0119
高津署 044-811-0119	宮前署 044-852-0119	多摩署 044-933-0119	麻生署 044-951-0119

8. 問合せ先（行事開催届等について）

川崎区 044-201-3221	幸 区 044-556-6683	中原区 044-744-3273	高津区 044-861-3323
宮前区 044-856-3272	多摩区 044-935-3308	麻生区 044-965-5164	
健康福祉局保健医療政策部 中央卸売市場食品衛生検査所（北部市場内施設）			044-975-2245